

<お知らせ> アフターケア委託費の電子レセプト請求の開始について

令和3年3月5日（金）からアフターケア委託費の電子レセプト（※1）による請求が可能となります（確認試験機能については、同年2月15日（月）から）。操作方法は厚生労働省ホームページに掲載の「操作マニュアル（労災保険指定医療機関等向け）」をご確認ください。

アフターケア委託費の電子レセプトの請求にあたっては、同年2月12日（金）時点で労災診療費の請求が可能な労災指定医療機関等については、アフターケア委託費の請求権限を自動的に付与するため、特段の申請手続きは不要です。

また、「Internet Explorer」を使用している場合は、アフターケア委託費用のレセプト送信プログラムを新たにインストールする必要があります。インストール手順は、下記厚生労働省ホームページ（※2）に掲載の「【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストール」をご確認ください。

※1 電子レセプトで請求ができるレセプトは、「令和2年12月受診・検診分（令和3年1月請求分）のレセプト」からとなります。

※2 掲載箇所：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 労災レセプト電算処理システム > 労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

お
問
い
合
せ
先

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク

TEL 0120-631-660

受付時間	5～10日	9:00～19:00	土、日、祝日を含む
	11～12日	9:00～17:00	土、日、祝日を含む
	13日～月末	9:00～17:00	平日のみ

厚生労働省労働基準局労災保険業務課

TEL 03-3920-3311(内線 373、323、351)

受付時間 平日:10:00～17:00
※土日祝日、年末年始を除く

